

鴨川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月5日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第25号

鴨川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鴨川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年鴨川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次条」を「次条第1項各号」に改め、同条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改め、「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第3条各号列記以外の部分中「をいう」の次に「。以下同じ」を、「員数」の次に「(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たしているものとみなすことができる。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると認める場合における地域包括支援センターに置くべき職員の員数の基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	基準
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の第1項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。